

第21期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

- ・会社の現況
- (1)株式の状況
- (2)新株予約権等の状況
- (3)会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

バルテス・ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,800,000株
- ② 発行済株式の総数 21,450,000株 (うち自己株式1,365,153株)
- ③ 株主数 8,556名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
田中真史	8,571,800株	42.68%
バルテス・ホールディングス社員持株会	1,324,900株	6.60%
株式会社ポリアフ	1,180,000株	5.88%
大蔵雅嗣	369,067株	1.84%
角田誠	229,399株	1.14%
上田八木短資株式会社	188,000株	0.94%
住友生命保険相互会社	180,000株	0.90%
北口慶	150,000株	0.75%
JPモルガン証券株式会社	147,031株	0.73%
合同会社YMT	126,700株	0.63%

(注) 1. 自己株式1,365,153株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	1,802	1

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「交付書面 事業報告 2. 会社の現況 ④取締役の報酬等 口. 当事業年度に係る報酬等の総額」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2024年12月24日
新株予約権の数		2,218個
新株予約権の目的となる株式の種類と数※		普通株式 221,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額※		新株予約権1個当たり1,001円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額※		新株予約権1個当たり42,800円 (1株当たり428円)
権利行使期間		2026年3月31日から 2026年4月30日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 一 個 目的となる株式数 一 株 保有者数 一 人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 2,218個 目的となる株式数 221,800株 保有者数 2 人

(注) 行使の条件

- 1 本新株予約権者は、2025年2月1日から2026年1月31日まで（以下、「来期」という。）のタビュラ株式会社（以下、「対象会社」という。）のEBITDAが、次の各号に掲げる条件（以下、「行使条件」という。）を満たしている場合に、(a)～(d)号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。
 - (a)来期のEBITDAが175百万円以上の場合：行使可能割合 4分の1
 - (b)来期のEBITDAが200百万円以上の場合：行使可能割合 4分の2
 - (c)来期のEBITDAが225百万円以上の場合：行使可能割合 4分の3
 - (d)来期のEBITDAが250百万円以上の場合：行使可能割合 4分の4
 なお、上記のEBITDAの判定においては、対象会社の決算後の監査済み損益計算書を参照するものとし、決算期の変更があった場合も決算後に同期間で集計を行うものとする。また本EBITDAの算出においては、当社グループへの参画によって新たに発生するコスト及びグループ間取引について、本新株予約権者の同意の上で適切な調整を行うものとする。その他会計基準等の変更等によって参考すべきEBITDAの概念に重要な変更があった場合、別途参考すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使出来るものとする。
- 2 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、対象会社の取締役または従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3 本新株予約権者が対象会社の取締役または従業員でありながら亡くなった場合、相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- 4 各本新株予約権1個未満の行使をすることはできない。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受けるものとの間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

③ その他新株予約等の状況

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あづさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬3,000千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、経営の透明性及び公正な業務の執行を確保するために、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの基本と捉えており、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を制定し、実効的な内部統制システムの整備・運用に努めております。

なお、当社は、2023年6月23日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と位置づけ、当社の役職員が、日々の行動において法令、社内規程などのルールを遵守することはもちろんのこと、法令などに抵触しない場合でも、会社が「よき企業市民」として評価されるよう、社会的良識をもって行動する。
- 当社は代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処する。
- ハ 当社の役職員は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する。
- 二 法令遵守上疑惑のある行為等の内部通報に関して、「内部通報規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度を運用する。
- ホ 当社は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係る情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。
- 情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、「文書管理規程」及び「営業秘密管理規程」等の社内規程に定めを置き、これに従う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 当社は、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ「リスク管理規程」を策定し、その中で、当社の役職員が、業務上のリスクを積極的に予見し適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減等必要な措置を事前に講じるべきことを定める。
- 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」は、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を推進する。
- ハ 「コンプライアンス委員会」は以下の重大なリスクに備えるための社内体制を整備する。
 - 1) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - 2) 役員・使用人の不適正な業務執行により営業活動に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は定時取締役会を毎月1回開催し、また、臨時取締役会を必要に応じ隨時開催する。取締役会は、重要事項の決定を行うとともに、代表取締役の職務執行を監督する。
- 当社は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づく適正な分業と権限の委譲により、効率的な職務の執行を確保する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 当社・子会社間等との取引については法令に従い適切に行うとともに、「関係会社管理規程」を定め、財務状況をはじめとする経営に係る重要事項や取締役の職務の執行に係る事項について当

- 社に定期的に報告を受け、効率的で適正な業務運営のための管理体制の整備を協議し支援する。
- 子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備するため、「コンプライアンス委員会」において子会社へのリスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を行う。
 - ハ 当社内部監査責任者は、子会社の業務執行の適正性を確保するために当社子会社に対し内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員会である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ 監査等委員会の職務は、監査等委員会室にその補助を委嘱する。
 - 監査等委員会室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
 - ハ 監査等委員会室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ 監査等委員会は、取締役会の他、重要な意思決定が行われる会議へ出席する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。
 - 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、重大なコンプライアンス違反の他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ハ 内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、会計監査人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
 - 監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できるものとする。
 - ハ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当期における当社グループの主な取組みとして、取締役の職務執行につきまして、取締役会を17回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を4回開催し、より強固なコンプライアンス管理体制の確立、浸透、定着を図り、内部通報制度の運用状況について等報告を行いました。また、各所管部門において、業務執行における個別リスクの対応を検討し、リスク管理を行っております。

内部監査につきましては、当社グループを対象に、内部監査計画に基づき執行部門とは独立した内部監査室が業務遂行状況、コンプライアンスの状況などについて内部監査を実施し報告を行いました。

監査等委員の監査体制につきましては、監査等委員会を13回開催し、監査方針及び監査計画の決定、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。また、監査等委員会の使用人が重要な会議に出

席し、監査等委員会にて監査等委員への情報共有を行い、定期的に会計監査人及び内部監査室との情報共有及び監査に関する報告を受けております。そのほか、代表取締役、各取締役との意見交換を行っております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要政策の一つとして位置づけ、内部留保の充実と事業拡大にための投資により、企業価値の向上を図ることが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。一方で、株主の皆様への利益還元につきましても経営の重要政策と捉えております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	90,000	801,203	2,236,125	△304,197	2,823,131
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			589,094		589,094
剰余金の配当			△81,023		△81,023
自己株式の取得				△112,733	△112,733
自己株式の処分		9,736		22,287	32,024
新株予約権の発行					—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	9,736	508,071	△90,446	427,361
当連結会計年度末残高	90,000	810,940	2,744,196	△394,643	3,250,493

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	—	△3,728	△3,728	5,313	2,824,716
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					589,094
剰余金の配当					△81,023
自己株式の取得					△112,733
自己株式の処分					32,024
新株予約権の発行				—	—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	170	1,192	1,363	8,540	9,903
当連結会計年度変動額合計	170	1,192	1,363	8,540	437,265
当連結会計年度末残高	170	△2,536	△2,365	13,854	3,261,982

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

バルテス株式会社

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社

株式会社アール・エス・アール

株式会社ミント

株式会社シンフォー

フェアネスコンサルティング株式会社

VALTES Advanced Technology, Inc.

タビュラ株式会社

なお、株式取得によりタビュラ株式会社を当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、VALTES Advanced Technology, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア 5年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は4～7年であります。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループは、「品質向上のトータルサポート企業」を経営方針に掲げ、ソフトウェアの品質に関わるサービスを提供しており、その契約形態を主に派遣契約、準委任契約、請負契約の3つで認識しております。

派遣契約は、労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客先に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行っており、準委任契約は当社グループの指揮命令下において、顧客との契約内容に応じた役務提供を行っております。派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり充足されるものであると判断しており、契約時間から超過時間及び減算時間の調整を実施したうえで収益を認識しております。また、契約による顧客の締め日が月末日と異なる場合、当該締め日から月末日までの期間の役務提供については、月末日に概算で収益を認識しております。

請負契約は、主に当社グループ拠点にてソフトウェアテストやソフトウェア開発を行い、テストレポートや設計書等の成果物を顧客へ納品しております。請負契約から生じる履行義務は、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり充足されるものであると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込まれるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが出来る時まで、原価回収基準により収益を認識しております。

いずれの契約も、その月に提供した財又はサービスに直接対応する金額を、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は各月の締め日から概ね30日以内となっており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、5年～15年で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,357,471千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは、主に連結子会社の取得時における将来事業計画に基づき算定された将来の超過収益力等であります。

当連結会計年度において、のれんについて減損の兆候を識別しておりません。ただし、減損の兆候の判断には、見積もりの要素が多く含まれ、将来の不確実な企業環境等の変動により、判断の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において減損処理を行う可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等） 182,000千円

投資有価証券評価損 30,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、非上場企業に対して投資先の将来の成長による超過収益力を見込んだ価額で、非上場株式等を取得しています。当該非上場株式等の評価に当たっては、投資時の超過収益力が毀損することにより実質価額が著しく下落したときに、減損処理を行います。

投資時の超過収益力の毀損の有無については、事業計画の達成状況や資金調達の状況等を勘案して判断しておりますが、将来の不確実な企業環境等の変動により、判断の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において減損処理を行う可能性があります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	21,450,000	—	—	21,450,000
合計	21,450,000	—	—	21,450,000
自己株式				
普通株式	1,194,206	250,380	79,433	1,365,153
合計	1,194,206	250,380	79,433	1,365,153

(注) 自己株式の増加、減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加 241,200株

単元未満株式の買取による増加 80株

譲渡制限付株式の無償取得による増加 9,100株

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 79,433株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月23日 取締役会	普通株式	81,023千円	利益剰余金	4円	2024年3月31日	2024年6月10日

(注) 2024年5月23日取締役会決議による1株当たり配当額は、創業20周年記念配当です。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月22日 取締役会	普通株式	80,339千円	利益剰余金	4円	2025年3月31日	2025年6月12日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金その他比較的安全性の高い金融商品に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及びM&Aに要する投資資金の調達を目的としたものであり、一部を固定金利で調達することによりリスクの軽減を図っております。

投資有価証券である非上場株式等は、取引先企業との業務提携等に関連する株式等であり、当該企業の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

社内規程に従い、営業債権について営業部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行い管理しております。

投資有価証券である非上場株式等については、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めています。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク(期日に支払できなくなるリスク)の管理

管理部門において適時に資金繰り計画を作成し、キャッシュポジションを把握・管理して流動性を確保しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいますため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	790,438	789,565	△873

(注1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券に含めておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	132,000

(注3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の貸借対照表計上額は30,000千円です。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	-	789,055	-	789,055

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：千円)

契約形態	報告セグメント			合計
	ソフトウェア テスト	開発	セキュリティ	
派遣契約	733,651	108,700	—	842,351
準委任契約	6,930,443	674,940	—	7,605,383
請負契約	1,278,227	672,716	215,651	2,166,595
その他	130,979	49,764	—	180,744
顧客との契約から 生じる収益	9,073,301	1,506,122	215,651	10,795,074
外部顧客への 売上高	9,073,301	1,506,122	215,651	10,795,074

(注) 1. セグメント間取引控除後の金額を記載しております。

2. 上記契約形態の記載は、当社グループが主に提供を行っているソフトウェアテストサービス及びソフトウェア開発サービスに係る契約形態の分解情報であり、保守等に関する売上は契約形態別に管理を行っていないため、その他に含めて記載しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に派遣契約、準委任契約によるサービス提供において、月末日に概算で認識した収益に係る未請求の残高及び請負契約によるサービス提供において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益並びに原価回収基準にて認識した収益に係る未請求の残高であります。契約資産は、顧客への請求時に売上債権へ振替えられます。

契約負債は、主に請負契約における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,205,806	1,649,298
契約資産	138,672	47,811
契約負債	11,748	16,782

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	161円72銭
1株当たり当期純利益	29円23銭

7. 企業結合等関係に関する注記

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 タビュラ株式会社

事業の内容 UI/UXデザイン開発事業、コンサルティング事業、その他開発事業

(2)企業結合を行った主な理由

- ①当社グループのマーケティング・営業面の協力、採用面のバックアップ及びグループインによる信用力向上によって、同社の一層の業容拡大と継続的な成長が可能であると判断したため。
- ②当社グループの新たな事業の柱として同社の成長を支援することで、グループの経営基盤の強化と企業価値の向上につながるものと判断したため。

(3)企業結合日

2024年10月1日（みなし取得日）

2024年11月8日（株式取得日）

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

変更ありません。

(6)取得した議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	800,000千円
取得原価		800,000千円

（注）当該取得価額に加えて、本契約には業績の達成度合いに応じて条件付取得対価（以下、アーンアウト対価）を当社が株式取得する直前の同社株式所有者に支払う条項を付加しております。アーンアウト対価は、当社が株式取得する直前の同社株式所有者に追加的に支払われる対価であり、同社の2025年1月期から2026年1月期における業績の達成度合いに応じて、最大150,000千円の支払が行われます。このアーンアウト対価の導入により、本件買収に伴う当社のリスクを軽減することができます。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

670,257千円

なお、上記の金額は暫定的に算定された金額です。

(2)発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3)償却方法及び償却期間

8年間にわたる均等償却

8. 重要な後発事象に関する注記

（連結子会社間の吸収合併）

当社は2025年2月26日開催の取締役会において、完全子会社であるバルテス・モバイルテクノロジー株式会社を存続会社とし、同じく完全子会社であるフェアネスコンサルティング株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を実施することを決議し、同日で合併契約を締結しております。

なお、2025年4月1日付で吸収合併を実施し同日付で存続会社であるバルテス・モバイルテクノロジー株式会社の商号を「バルテス・イノベーションズ株式会社」に変更しております。

1. 企業結合の概要

(1)合併の目的

当社グループにおける経営効率化を目的に、グループ内の経営資源集約を行い、業務運営の一体化を図るため

(2)合併の日程

取締役会決議日	2025年2月26日
合併契約締結日	2025年2月26日
合併承認株主総会（本合併当時会社）	2025年2月28日
合併効力発生日	2025年4月1日

(3)合併の法的形式

バルテス・モバイルテクノロジー株式会社を存続会社、フェアネスコンサルティング株式会社を消滅会社とする
吸収合併

(4)本合併に係る割当の内容

当社の完全子会社間の合併であるため、本合併による株式割当その他の対価の交付は行わない。

(5)本合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項なし。

(6)合併後企業の名称

バルテス・イノベーションズ株式会社

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

成長のための事業投資に取り組むとともに、株主還元政策についても積極的に取り組んでおり、この一環として、資本効率の向上を図ると共に今後の機動的な資本政策の遂行を図るため

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	400,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.98%)
(3) 株式の取得価額の総額	200,000,000円（上限）
(4) 取得期間	2025年2月17日～2025年6月30日
(5) 取得方法	市場買い付け

3. 自己株式の取得状況

上記決議に基づき、2025年4月1日から4月30日までの間に、157,100株（取得価額63,060,600円）を取得しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	90,000	265	800,938	801,203	590	1,889,896
当期変動額						
当期純利益						392,263
利益準備金の積立				8,102	△8,102	
剰余金の配当					△81,023	△81,023
自己株式の取得						
自己株式の処分			9,736	9,736		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	9,736	9,736	8,102	303,138
当期末残高	90,000	265	810,674	810,940	8,692	2,193,035
						2,201,727

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△304,197	2,477,492	5,313	2,482,806
当期変動額				
当期純利益		392,263		392,263
利益準備金の積立				-
剰余金の配当		△81,023		△81,023
自己株式の取得	△112,733	△112,733		△112,733
自己株式の処分	22,287	32,024		32,024
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			8,540	8,540
当期変動額合計	△90,446	230,531	8,540	239,072
当期末残高	△394,643	2,708,024	13,854	2,721,879

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主な耐用年数は4～7年であります。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業は、グループ経営管理事業（当社を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含む）、教育関連事業であります。

グループ経営管理事業に関する収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料、不動産使用料、受取配当金で構成されています。経営指導料においては、バルテスグループを運営するため、子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過により充足されるものであることから、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。業務受託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際に提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産使用料においては、賃貸借契約上の賃料等を收受すべき時に収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日において収益を認識しております。

教育関連事業に関する収益は、品質教育サービス「バルカレ」にて、企業向け講座、オープン講座、e-learning等のサービスを顧客へ提供した対価である受講料です。主にサービスコンテンツを顧客に提供した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し履行義務が充足されたと判断して、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,916,478千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、将来の超過収益力等を反映した価額で取得する場合があります。

当事業年度において、関係会社株式の評価にあたり、超過収益力等の価値を加味した実質価額と帳簿価額の比較により減損処理の要否を判断した結果、減損処理は不要と判断しています。ただし、超過収益力等の評価には、見積もりの要素が多く含まれ、将来の不確実な企業環境等の変動により、判断の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において減損処理を行う可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式等） 150,000千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、「連結注記表 2.会計上の見積りに関する注記」の「2. 投資有価証券の評価」

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

株式会社アール・エス・アール	10,036千円
VALTES Advanced Technology,Inc.	45,000
債務保証計	55,036
債務保証損失引当金	△39,802
差引	15,233

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	321,239千円
関係会社に対する短期金銭債務	208,949

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	1,808,133千円
売上原価	—
営業費用	9,169
営業取引以外の取引	31,561

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	1,365,153株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9,247千円
債務保証損失引当金	14,050
関係会社株式	165,765
その他	20,808
繰延税金資産小計	209,872
評価性引当額	△62,290
繰延税金資産合計	147,581

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	バルテス株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼任 経営指導 業務の委受託 事務所の賃貸 資金の借入	経営指導料 (注1)	958,152	未収入金	83,575
				業務受託料 (注1)	392,796		32,733
				不動産収入	224,078		19,353
				資金の借入及び利息の支払	201,205	短期借入金 及び未払金	200,699
	バルテス・モバイルテクノロジー株式会社	所有 直接100.0%	役員の兼任 経営指導 業務の委受託 事務所の賃貸 資金の貸付	資金の貸付及び利息の受取	100,237	短期貸付金 及び未収入金	100,119
				債務保証	45,000		
	VALTES Advanced Technology, Inc.	所有 直接99.9%	役員の兼任 債務保証 資金の貸付	(注2)	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料及び業務受託料については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

(注2) 債務保証に対し、被保証先の財政状態を勘案して、債務保証損失引当金39,802千円及び債務保証損失引当金繰入額1,386千円をそれぞれ計上しております。

(注3) 期末残高には消費税等を含めております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 134円83銭

1株当たり当期純利益 19円46銭

10. 企業結合等関係に関する注記

該当事項はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

詳細につきましては、連結計算書類「連結注記表(8. 重要な後発事象に関する注記)」をご参照ください。